(3)　事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第２級の規格に基づく４車線道路を整備する事業であり、その計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業は都市計画決定された「３・３・62号東旭川東神楽通」とのり面や排水施設等を除き基本的内容について整合しているものである。

加えて、関連事業の事業計画についても、施設の位置及び構造形式等は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

３(1)で述べたように、現道は、交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる「旭川十勝道路整備促進期成会」等から、本件事業の整備促進及び早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実施するために必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、使用の範囲はない。

したがって、本件事業の起業地の範囲及び収用又は使用の別については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　北海道旭川市役所

国会事項

国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程

国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程は、十一月十一日両議院議長において、次のとおり決定した。

国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程

（国会職員の給与等に関する規程の一部改正）

第一条　国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

第七条の三第二項中「百分の百七十五」を「六月に支給する場合には百分の百七十五、十二月に支給する場合には百分の百八十」に、「百分の百二十六・二五」を「六月に支給する場合には百分の百二十六・二五、十二月に支給する場合には百分の百二十六・二五」を「六月に支給する場合には百分の百六・二五、十二月に支給する場合には百分の百八・七五」に、「百分の百八・七五」を「六月に支給する場合には百分の六十七・五、十二月に支給する場合には百分の七十」に改め、同条第三項中「百分の七十一・二五」と」の下に「「百分の六十一・二五」と」を、「百分の百二十八・七五」とあるのは「百分の七十三・七五」と」を、「百分の六十一・二五」と」の下に「「百分の百二十八・七五」とあるのは「百分の六十三・七五」と」を加える。

第七条の四第二項第一号イ中「加算した額に」の下に「、六月に支給する場合には百分の百二十六・二五」の下に「、十二月に支給する場合には百分の百八・七五（特定管理職員にあつては、百分の百二十八・七五）」を加え、同号ロ中「百分の百七・五」を「六月に支給する場合には百分の百七・五、十二月に支給する場合には百分の百十」に改め、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に「六月に支給する場合には」を、「百分の六十一・二五）」の下に「十二月に支給する場合には百分の五十三・七五（特定管理職員にあつては、百分の六十三・七五）」を加える。

第十五条第一項中「三万五千七百円」を「三万六千八百円」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一　特別給料表（第一条関係）

職名	給料月額
各議院事務局の事務総長 各議院法制局の法制局長 国立国会図書館の館長	一、五一〇、〇〇〇円
各議院事務局の常任委員会専門員 国立国会図書館の専門調査員	三号給　一、一一〇、〇〇〇円 二号給　一、〇三六、〇〇〇円 一号給　九六一、〇〇〇円
各議院事務局の参事 つかさどる参事の議長又は副議長の秘書事務を	十二号給　六二六、八〇〇円 十一号給　五九三、五〇〇円 十号給　五六三、五〇〇円 九号給　五二八、四〇〇円 八号給　四九五、八〇〇円 七号給　四六八、四〇〇円 六号給　四三三、一〇〇円 五号給　三九四、六〇〇円 四号給　三五六、五〇〇円 三号給　三二五、三〇〇円 二号給　三〇一、六〇〇円 一号給　二九八、三〇〇円

別表第二　指定職給料表（第一条関係）

号俸	給料月額
1	759,000円
2	819,000
3	878,000
4	961,000
5	1,036,000
6	1,110,000
7	1,188,000
8	1,261,000

備考　この表は、各議院事務局の事務次長その他の職を占める国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。